

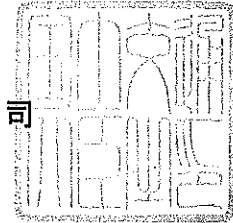
国政参復第279号

平成21年11月24日

沖縄空輸株式会社

代表取締役 安里 清秀 殿

国土交通大臣 前原 誠司



### 事業改善命令書

今般発生した危険物の航空機による輸送事案に関し、貴社の経営する貨物利用運送事業について調査及び立入検査を行ったところ、航空運送として貨物を受託する際、航空機での輸送が制限されている危険物について、十分な品名の確認を怠っていたことが明らかとなった。

本件は、危険物の航空機輸送といった航空機の安全運航に重大な影響を与えうるもので、社会的影響のある事件に重大な関係があり、貴社の事業は、事業の適正な運営が著しく阻害されていると認められるので、貨物利用運送事業法第28条第5号の規定に基づき事業の運営を改善するために下記の措置をとることを命ずる。

なお、この改善の具体的措置を平成21年12月24日までに当省あて報告されたい。

また、この命令に違反して改善を行わない場合は、貨物利用運送事業法第33条の規定に基づき許可の取消し等の措置をとることがあるので付言する。

### 記

航空運送として貨物を受託する際、品名の確認を行うことにより、航空機での輸送が制限されている危険物かどうかについて適切に確認するとともに、このための適正な業務体制を確立すること。